

ユーディケー彩友会細則

ユーディケー彩友会会則（以下「会則」という。）第24条の規定に基づき、会費、慶弔見舞金及び災害見舞金について、次のとおり定める。

（会費の納入及び徴収）

第1条 会則第8条の会費については、次のとおりとする。

- 1) 正会員の入会金は **50,000円**とする
- 2) 工事請負業者の正会員の会費は年額 **20,000円**、及び工事請負契約金額の **0.5/1,000**とする
- 3) 資材売買業者の正会員の会費は年額 **20,000円**、及び資材売買契約金額の **0.3/1,000**とする
- 4) 工事請負業者の賛助会員の会費は工事請負契約金額の **2.0/1,000**とする
- 5) 資材売買業者の賛助会員の会費は資材売買契約金額の **1.5/1,000**とする
- 6) 工事請負契約の締結をした正会員及び賛助会員の会費は、毎月の支払金額から会社が差し引いて徴収することをもって、納付に替えるものとする
- 7) 資材売買契約の締結をした正会員及び賛助会員の会費は、毎月の支払金額から会社が差し引いて徴収することをもって、納付に替えるものとする
- 8) 正会員の年会費の徴収は、請求書により請求し、納付するものとする

※令和 5年 8月10日一部改訂（____下線部）